

「福井女子中学生殺人事件」再審開始決定を機に起訴後の証拠の全面開示制度の創設を求める会長声明

「福井女子中学生殺人事件」を繰り返さないために、当会は、起訴後（第1審、控訴審及び再審請求手続）における捜査機関（警察署及び検察官）手持ち証拠を被告人及び弁護人に全面開示する制度の導入を含む刑事訴訟法の改正を速やかに行うよう強く求める。

2024年（令和6年）10月23日、名古屋高等裁判所金沢支部（山田耕司裁判長）は、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」第2次再審請求事件（請求人前川彰司氏）について、再審開始決定（以下「本決定」という）をした。

本決定は、本再審請求審で開示された新証拠により、確定審当時の担当検察官が前川氏の無罪を裏付ける方向の重要な事実関係を認識したにもかかわらず、それを明らかにしなかったことについて、「不利益な事実を隠そうとする不公正な意図があったことを推認されても仕方がなく」、「公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為」であり、「適正手続確保の観点からして、到底容認することはできない」として厳しく非難した。

すなわち、確定審において証言したAは「事件当日、友人とテレビの歌番組を見た後、Bに頼まれて前川さんを迎えに行ったところ、前川さんの胸に血がついていた」などと証言した。再審請求審で新たに開示された証拠であるテレビ局への照会結果回答書によれば、当日はAの証言にあるような内容は放送されていないことが明らかであった。当該テレビ局への照会は起訴後に行われ、確定審の担当検察官は、Aの証言の誤りを把握したとみられるが、それを明らかにせず、正しい事実関係を前提とした被告人及び弁護人の主張・立証の機会を奪い、裁判所にも、真実と異なる心証を抱かせたまま、有罪判決を確定させた。まさに本決定が指摘するように、確定審の担当検察官の訴訟活動は、知らなかったと言い逃れができる話ではなく、不利益な事実を隠そうとする不公正な意図を推認されても仕方がない。また、公益を代表する検察官としてあるまじき不誠実で罪深い不正な行いで、到底容認できない。

本事案の経緯から、確定前の第一審及び控訴審における現行の証拠開示手続は不

十分で、同様の事態が再び起きることを防ぐことが困難であることが明らかになった。現行法では、公判前整理手続（第1回公判期日後の期日間整理手続も同様）に付された事件では、類型証拠開示及び主張関連証拠開示という証拠開示制度が設けられているものの、現行の証拠開示制度は、あくまでも公判前整理手続中に行うことを想定している。公判前（期日間）整理手続を終了し公判が開始された後の証拠開示制度は存在しない。

本決定が問題とする、公判開始後（公判前整理手続終了後）に確定審の検察官の手持ち証拠となった証拠（当該テレビ局への照会結果回答書）を、現行の証拠開示制度によって弁護人が公判係属中に入手することは困難である。また、検察官は被告人に有利な証拠を任意に裁判所に証拠請求しないことも本事案により明らかになった。

つまり、本決定のような検察官が被告人に有利な証拠を裁判所に証拠請求せず被告人及び弁護人に開示しないという事態が、全国津々浦々で現在進行中の刑事裁判手続でも、現に生じている可能性がある。しかし、これを防ぐ制度的な担保はないのである。

10人の真犯人を逃すとも1人の無辜（むこ）を罰するなかれ（無辜の不処罰）が、刑事裁判手続の大原則である。本事案は、起訴後における捜査機関（警察署及び検察官）手持ち証拠の全面開示制度の創設が、無辜の不処罰に必要不可欠であることを明らかにした。

当会は、今回の再審開始決定を機に、改めて、政府及び国会に対し、起訴後（第1審、控訴審及び再審請求手続）における捜査機関（警察署及び検察官）手持ち証拠の全面開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求審における手続規定の整備を含む、刑事訴訟法の抜本的改正を速やかに行うよう強く求める。

令和6年12月12日

茨城県弁護士会

会長 篠崎 和 則